

まち第590号の3
令和5年6月8日

社団法人佐賀県建築士会長
社団法人佐賀県宅地建物取引業協会会長
佐賀県行政書士会長

} 様

佐賀県県土整備部長

佐賀県開発審査会付議基準の改訂について（依頼）

本県の開発許可行政につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号及び同法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに基づく開発審査会への付議については、従来から標記基準及び取扱要領を設けて行っていますが、標記基準第8号基準の改正を別添のとおり行いました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、標記改正について会員の方にお知らせいただきますようお願いいたします。

【担当】

まちづくり課

開発担当 伊藤、坂本

電話番号 0952-25-7158